

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 5-32-1
2 研修事業の名称	逗子市社協介護職員初任者研修 通学コース
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 ((通学) ・ 通信)
4 開講の目的	逗子市地域における介護人材の育成のため
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：さくら貝サービス事業所 所長 坂本文典 研修コーディネーター：高辻恵示 研修担当部署：さくら貝サービス事業所 研修担当者名：高辻恵示 連絡先：電話 046-870-5050 メールアドレス syakyo-sakuragai@miracle.ocn.ne.jp
6 受講対象者(受講資格)及び定員	逗子市在住・在勤・在学のいずれかで、介護職員として働くことに意欲を有する 16 歳以上で心身共に健康な方。 定員：24 名
7 募集方法 (募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	(1) 開始前の 1 ヶ月半前を目途に、逗子市社会福祉協議会広報、ホームページ等に掲載する。 (2) 希望者は、ホームページからのダウンロードもしくは、来館で所定の申込書に必要事項を記入の上、締切日までに申し込む。 (3) 定員 30 名については先着順とする。 (4) 研修の詳細な日程、カリキュラム等は、ホームページに記載する他、来館時に配布する。 (5) 研修参加費は、研修開始日前の指定日に、持参もしくは振込により受領する。 (6) 本人確認方法は、本人証明できる公的証明書の原本 (運転免許証もしくは健康保険証等) を初回時に持参いただき、本人確認を行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	78,000 円 (税別) (内訳) ・受講料 68,000 円 ・テキスト代 5,000 円 ・実習費 5,000 円
9 研修カリキュラム	別添様式 3 のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	
11 研修会場 (名称及び所在地)	逗子市福祉会館 会議室 研修室 〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 5-32-1
12 使用テキスト (副教材も含む)	中央法規出版株式会社 介護職員初任者研修テキスト 全文ふりがな付き
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A～D の 4 区分で評価を行い、A 及び B の者を一定レベルに達している者とする。 ⑥ 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦ 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

	<p>⑧食事に関連したところとからのしくみと自立にむけた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習 (評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）が概ねできる C：技術が不十分 D：まったくできない</p> <p>(2) 修了評価試験は筆記試験（試験時間 90 分）により行う。認定基準は次のとり、理解度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価したうえで、C 以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものと認定する。 認定基準（100 点を満点とする） A = 90 点以上、B = 80～89 点、C = 70～79 点、D = 70 点未満 評価基準に達しない場合には、再試験を 2 回実施し、(2) の基準を満たした者について認定する。</p> <p>(3) 修了の認定は、9 に定めるカリキュラムを全て履修し、修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。 (修了評価試験で基準以下の際の取扱い) 担当講師の補習の上、再試験を実施する。 補講 3,000 円、再試験 3,000 円</p>
<p>14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)</p>	<p>欠席：理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、遅刻・早退は原則として認めない。 補講の取り扱い：補講の実施は、欠席者のみを対象とした個別の補講を行う。補講は 1 科目につき 3,000 円を受講者負担とする。 他事業者が実施する同一課程の研修を受講することにより当該科目を修了したものとみなすこともできる。その場合の受講料は、他事業者の定める金額を受講者が負担する。 他事業者から補講者を受け入れる場合は、受講料として 1 科目につき 3,000 円を補講者から徴収する。</p>
<p>15 科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>実習先として認められている施設・事業所において過去 3 年間に 1 年以上（通算 180 日以上）の介護業務継続者は実習を免除とする。なお実習費についても不要とする。 入門的研修を修了している者については、別紙の通り介護職員初任者研修課程の一部を免除することができる。受講料の免除はない。</p>
<p>16 解約条件及び返金の有無</p>	<p>次に該当する受講者に対しては、一時退室または受講資格を取り消す場合もある。なお、一時退室したものは欠席扱いとする。 (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者 なお、一旦納めた研修参加費は返還しない。ただし逗子市社会福祉協議会会長が特別の理由があると認める時には、返還することができる。 受講の 3 日前までにキャンセルがあった場合、研修参加費を返還する。 受講の 3 日以降のキャンセルがあった場合、研修参加費の半額を返還する。 事業者側からのキャンセルについては、全額返還する。</p>
<p>17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>逗子市社会福祉協議会ホームページ (http://zushi-shakyo.com/) において以下の情報を開示する。 (1) 研修機関情報 法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、研修担当部署、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・</p>

	兼任別) (2) 研修事業情報 研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、指導者数、研修受講手続、費用、特徴）、研修課程責任者、研修カリキュラム（科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴）、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、実習施設（実習協力機関の名称、住所、介護保険事業の概要、実習プログラムの内容及び特色、実習の指導體制、指導内容、実習協力機関における延べ人数）、連絡先等（申込先、資料請求先、苦情対応部署連絡先）
18 受講者の個人情報の取り扱い	本会、個人情報取扱規程に基づき適切な使用及び保管を行うほか、当事業のみに使用するものとする。 なお修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	本人の申請により、本人確認がなされた場合、修了証明書を再発行する。
20 その他研修実施に係る留意事項	退校処分の取り扱い (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者 本研修に関する苦情窓口 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。 苦情対応部署：地域福祉推進係 電話 046-873-8011